

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第九条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>平成三十一年六月に支給する期末手当に係る第六条第二項の規定の適用については、同項中「給与条例第二十一条の二第二項第一号に規定する割合」とあるのは、「百分の百」とする。</p>	<p>第一条から第九条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>